



2026文総総第403号
令和8年6月15日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 成 澤 廣 修



諮 問 書

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）に基づき情報公開制度の運用を行っているところであるが、即日の公開決定等ができない場合に行っている延長決定に係る手続を見直すことについて、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問番号

令和8年度（情運）諮問第1号

2 諮問の趣旨

本区における情報公開制度については、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき運用しているところであるが、情報公開請求件数の増加、請求内容の複雑多様化等により即日公開が困難な場合が増加している。

条例上、即日公開ができない場合には、当日中に公開決定等の期限を延長する決定及び通知を行うこととなっているが、これらの手続を要しないものとするについて、貴審議会の御意見をお伺いするものである。

3 添付資料

- (1) 文京区情報公開制度の運用に係る延長決定の取扱いの変更について
- (2) 条例の一部改正の新旧対照表（案）

4 担当

文京区総務部総務課情報公開・法務担当